



卒業後の進路日程・手続について①

3月 6日(木)

1 時間目 『入学意思確認書』の配付

公立高校を受検していない、すでに進学先が決まっている人は3月10日(月)までに提出する。

3月10日(月)

既に進学先が決まっている生徒の『入学意思確認書』の提出

保護者との相談により、「希望する進学先」、「課程・学科・コース」を記入し、保護者に署名をもらう。
公立高校に合格し、公立高校から私立高校へ進学する意思を変更する場合は、

3月 17日(月) 11:30~11:50に担任に電話連絡し、

13:00~13:30保護者同伴で登校し、『入学意思確認書』を提出してください。『入学辞退届』

を作成してもらいます。

3月17日(月)

公立高校合格発表
進路意思確認の日

10:00 当該高等学校のウェブページに合格者の受検番号を発表

- 公立高校に合格し、公立高校に進学する人はこの日3月17日(月)12:00~12:15に標準服または指定ジャージ着用で登校して、『入学意思確認書』を提出し、入学意思に変更がないかを担任と確認してください。
- 公立高校に合格した者で公立高校入学を辞退する者は11:30~11:50に担任に電話連絡し、13:00~13:30保護者同伴で標準服または指定ジャージで登校。
『入学意思確認書』を提出し、『入学辞退届』を記入する(13:00に間に合わない場合は学校に必ず電話連絡を入れる)。
- 不合格になった者…14:00~14:30標準服または指定のジャージで登校。
今後について、担任の先生と個別懇談を行います。
追加合格の発表日に連絡の取れることを確認。18日(火)9:30~16:30
2次募集
有朋単位…出願締切18日(火)16:00 有朋通信…出願締切19日(水)15:00
※有朋高校を考えている人は、3月10日(月)までに担任の先生に申し出て下さい。
願書の取り寄せと、出願に必要な写真を準備します。
- 合格発表後、迷いが生じた場合は、とにかく担任に連絡すること。

大原則 公立高校の入学意思確認は、

本人・保護者と高校間ではなく、

本人・保護者と中学校間、その後中学校と高等学校間でおこなうものである。

だから、中学校に本人・保護者の意向がすみやかに伝わらなければ必要な手続きができない。

- ・私立高校は合格しているが、公立の2次募集に出願したい者。
- ・公立か私立か可否の発表を見てもまだ決まらない者(生徒と保護者の意見が一致しない者)。
← 中学校長は3月17日(月)の午後3:30までに確実な方法により意思確認をし、18日(火)の午前9:30までに当該高等学校長に報告すること、となっている。
高等学校長はこの辞退者の数によって追加合格者の通知をするので、入学辞退の連絡をした後、生徒・保護者の翻意によって、入学辞退を撤回することは(原則として)できない。

【注意事項】

公立高校の入学意思確認は、中学校を通じて合格した高等学校長に報告されます。意思確認の期間も決められており、いったん報告した意思(入学辞退等)を変更することは原則としてできません。本人・保護者間でよく考え、慎重に決定してください。

また、私立高校などでは、期日までに入学金等の納付がなければ合格(入学資格)取り消しとなることもあります。何らかの事情により期日までに入学金の納付が困難な場合は、事前に高等学校に相談する必要があります。

その他とにかく不明な点があれば、担任まで連絡・相談すること。